

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 2. 14)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
	通所型サービス	C型・他サービスとのエリア区分	C型サービス(短期集中予防サービス)と介護給付の通所介護や他の通所型サービス(予防給付相当・A型)を同じ時間帯に同じ機能訓練室を使って提供することは可能か。	<p>各サービスにおける面積要件を満たした上で、介護給付の通所介護や他の通所型サービスと同じ時間帯に同じ機能訓練室を利用してサービスを提供する場合には、原則として、エリアを区分して提供する必要がある。ただし、C型サービスにその時間帯に専従する職員を配置した上で、他のサービス利用者とプログラム等のサービス内容を明確に区別し、機能訓練室内の一つのエリアで他のサービスの利用者と混在しないようにできるならば、可能である。例えば、機能訓練室内にAという器具が置いてあるエリアは介護給付の通所介護の利用者が使い、別のBという器具が置いてあるエリアではC型のサービスの利用者が使い、その後場所を交代する方法が考えられる(福井県長寿福祉課に確認)。</p> <p><参考>H27.8.19ガイドラインに関するQ&A問8 通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等の提供に支障がない範囲で、指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、短期集中予防サービス(通所型サービスC)の提供を行うことは可能であるが、この場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うことを想定している。</p>	H29.2.14
	通所型サービス	介護予防通所リハビリテーションとの併用	介護予防リハビリテーションと第一号通所事業(予防給付相当・A型・短期集中予防サービス)の併用はできるか。	<p>第一号通所事業(予防給付相当・A型・短期集中予防サービス)と介護予防リハビリテーションの併用は想定していない。 <参考>18.3.22介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)(12) Q介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。 A地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。</p>	H29.2.14